

東南アジアにおける国家形成の論理

1. 研究組織

研究代表者：玉田 芳史（京都大学東南アジア研究センター・助教授）

研究分担者：赤木 攻（大阪外国語大学外国語学部・教授）

村嶋 英治（成蹊大学文学部・助教授）

橋本 卓（天理大学国際文化学部・助教授）

2. 研究のねらい・目的

19世紀中葉から20世紀初頭にかけては、東南アジアにおいて、外文明と内世界がもっとも激しく交錯した時期の一つである。当時の強い空間を代表する欧米列強は技術、文明さらには人種の優越性さえをもふりかざして、弱い空間東南アジアを植民地にした。この東南アジアにあって唯一独立を保ったタイでは、この時期にチャクリー改革と呼ばれる政治、社会、経済などの多方面にわたる改革が行われた。この改革はタイにおいて近代国家が創出される過程そのものであった。

この研究には二つの目的がある。一つは、チャクリー改革の総合的な理解である。改革がどのような動機に基づいて、どのような方法により遂行され、それによってどんな結果がもたらされたのかを考察する。

もう一つの目的は、東南アジアの近代国家形成にみられる内世界の固有論理と外文明の普遍論理のせめぎあいを、チャクリー改革を一つの事例としてあとづけることである。東南アジアに限らず、今日の多くの諸国にとって近代国家の形成とは固有論理と普遍論理の邂逅の産物であった。ここでタイを事例とするのは、この国が非西洋世界にあって独立を維持した数少ない国の一つであり、それゆえその国家形成には内世界の論理が強く反映されていたと想像されるからである。

3. 平成5年度の研究経過

(1) 個別研究

今年度の研究は二本立てで行われた。一つは研究組織各メンバーによる個別研究である。研究組織内部においては、チャクリー改革をめぐって、玉田が総括と王権の変容、赤木が国家形成と文化、村嶋が政治思潮の変化、橋本が地方行政改革という具合に役割分担を決めて各自が個別に研究を進めた。

各自の研究の進捗状況の確認や意見交換のために研究会を合計4回開いた。

(2) 研究会

i) 第1回研究会

第1回目は7月4日京都大学東南アジア研究センターにメンバー全員が集まって、今年度の研究の進め方について相談した。そこでは研究会に意見交換や叱咤激励以上の意味を持たせ、有意義なものとするために、日本に滞在するタイ人歴史研究者を積極的に招いてチャクリー改革についての自由な意見発表を行ってもらおうという方針が確認された。しかも、研究組織メンバー全員がタイ語に堪能であるという利点をいかして、研究会での発表や討論をタイ語で行うことを決めた。

ii) 第2回研究会

この方針に基づいて、10月12日に京都大学東南アジア研究センターにおいて第2回研究会を開催し、発表者にシンラパーコーン大学の著名な歴史学者であり、天理大学客員のポーンペン・ハントラクーン女史を招き、コメンテーターには、東京に滞在中であったタムマサート大学政治学部のプラサート・チッティワッタナポン氏を招いた。女史は「どうして呼称が重要なのか：チャクリー改革とチャクリー革新・発展のどちらが適切か」というタイトルで、従来の内外における研究動向を詳細に説明した上で、チャクリー改革を包括的に表現するにはどんな呼称が適切かについて説明した。まずタイにおいては「チャクリー改革」という呼称がないことを指摘し、その代わりに用いられてきた様々な表現が紹介された。それに続いて、改革がどう捉えられてきたのかについて、当時の支配階層と後世の研究者の捉え方が説明された。支配階層の用語には彼ら自身の願望や狙いが込められており、それは「統治改革」「行政整備」「国家安全保障」と要約することができる。別の表現をすれば、「絶対王制の下での中央集権化」であった。他方、学者は「変化」「改革」といった言葉を使うものの、多くの場合には欧米流の単線的な発展モデルを想定している。自ずと近代化、西洋化、工業化、民主化といった物差しで測ろうとする。しかし、「タイはタイ」であり、こうした視点では十分に捉えきれない。そこで、女史は「チャクリー革新・発展 (naowatham phatthanakan chakri)」というもっと包括的な新語を提唱した。

この新語に対しては、政治学の立場からコメントを加えたプラサート氏を含めて、出席者の評価は芳しくなかった。しかし、女史が要約したチャクリー改革に対する従来の研究の動向、改革の重要なポイント（支配階層内部、政府と知識人、中央と地方の各次元において生まれた対立、国民国家や絶対主義国家の形成ではなく勤王主義の強調、解放されることを喜ばない奴隷）などが呼び水となって活発な議論が行われた。

iii) 第3回研究会

続いて11月13～14日には広島において第3回研究会を開催した。発表者にはチェンマイ大学歴史学科講師で、京都大学東南アジア研究センター客員のアッタチャック・サッタヤーヌラック氏を招いた。氏はチャクリー改革期の国王ラーマ4世（在位1851～68年）や5世（在位1868～1910年）がなぜ絶対王制を構築するようになり、その結果何が生じたのかについて、歴史意識の変化という観点から詳細な報告を行った。まず19世紀前半までのタイでは仏教の末法思想の影響により、歴史は衰退の一途を辿っており、菩薩である国王とて衰退を進歩へと逆転させることはできず、せいぜい衰退の歩みを遅らせることしかできないと考えられていた。この歴史観が変化するのには、19世紀前半に貿易が盛んになり、生産活動が活発になってからである。生産や貿易とりわけ航海においては人間の潜在的な能力が重視されるようになり、その結果人間が歴史の流れを支配できる、つまり衰退の一途ではなく、進歩へ向かわせることができると考えられるようになった。最初にこうした新しい時間観念を抱いたのは貿易活動に従事する支配階級、とりわけ国王であった。それと並んで、国家についても一定の地理的な広がりを持つものであるとの新しい考え方が生まれ（明確な国境はもっと後になる）、国王はその地理的な空間すべてに支配を及ぼすべきであるとの考え方が登場してきた。今や国王は神や菩薩ではなく、高い能力を備えた人間であると意識されるようになり、国王が歴史を作り、進歩をもたらすと考えられるようになった。国王のみが歴史を進歩させることができるという新しい考え方は歴史記述にも反映されるようになった。国王を重視する考え方が生まれてくると同時に、ラーマ4世は王族の身分や「チャクリー王家（ratchawong chakri）」を重視するようにもなった。それは国王を頂点に位置づけ、王族を序列化し、王族以外の貴族をその下に据える考え方であった。ラーマ5世はこうした序列意識に基づいて、貴族と対決し、国王に権力を集中させる試みに着手した。ラーマ5世は進歩をもたらす最高指導者としての国王という考え方を学校教育において広めようと努力も始める。しかしながら、資本主義経済が浸透し、分業が進んでくると、庶民も分業の一翼を担い、民族の一部を構成しているとの自負心を抱くようになった。それは庶民も歴史の進歩に寄与できるとの意識につながっており、国王ばかりではなく、庶民を主人公とした歴史書が登場するようになった。あくまでも国王のみを主人公とする歴史にこだわる政府への反発から、1932年立憲革命が生じることになる。

この発表をめぐってメンバーから様々な質問が出された。主たる争点のみをあげると、次のとおりである。第一に、ラーマ4世が末法思想を否定し、進歩が可能と考えるようになったのは西洋の影響なのかどうか。これについては、西洋の影響ではない。また、仏教の時間観を否

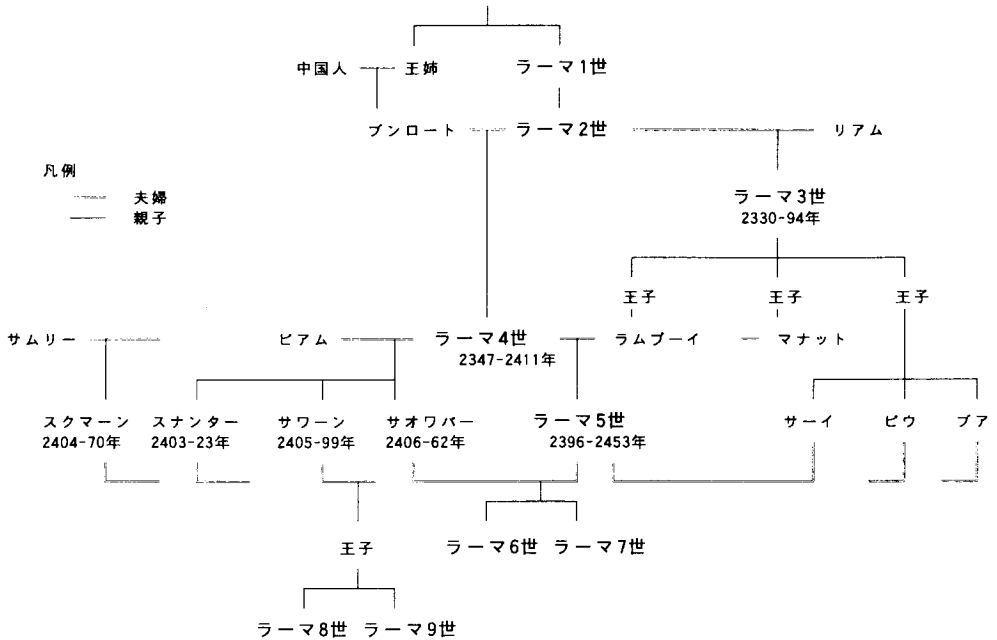
定するこうした歴史観を打ち出せた背景としては、ラーマ4世が即位前に長い間僧院にとどまり、仏教サンガにおいて強い勢力を築いていたことを忘れてはならない。第二に、ラーマ5世ばかりではなく、4世も王権強化努力を行っていたのかどうか。ラーマ4世は貴族と直接には対決しなかったものの、『官報』の刊行を始めて国王の命令を法律として通用させるようにしたこと、王子に王族意識を植え付けたこと、国王儀礼を大幅に改革して王権の制度化を図ったことなどが説明された。第三に、庶民を主人公とする歴史とは何か。恰好の事例は葬式本の頒布である。そこでは非王族の個人史が伝記という形で叙述されている。ルワン・ウィットットの歴史小説で救国の英雄として農民が取り上げられるのも好例である。第四に、人間としての国王という意識は具体的にはどう表されるのか。ラーマ4世が「大王 (maharat)」という言葉を作り出して、過去の数名の国王を格別に高く評価したのは、国王を人間として扱っていることの典型的な事例である。

iv) 第4回研究会

最後の4回目は2月3～5日に阿蘇において開催した。この研究会では、大阪外国語大学客員でチュラーロンコーン大学文学部のスワンナー・クリエンクライペット女史の他、アッタチャック氏、玉田の3名がそれぞれの関心に基づいて発表を行った。玉田はチャクリー改革が王権強化に他ならないとの観点から、ラーマ5世の妻子についての報告を行った。そこでとりわけ強調されたのは、ラーマ5世には多数の妻がおり、正妻というべき8名のうち序列が上位4名は腹違いの妹であるという点である。親戚つまり王族内部での通婚が多いタイの王室にあっても、これほどの近親者を王妃に迎えるのはきわめて特異である。ラーマ5世がこうした奇妙な行為に及んだのは、ラーマ4世の子孫(モンクット・ファミリー)に権力を集中したいという意欲の反映ではないかとの仮説が提示された。また、子どもについては、成人に達した息子20名全員がヨーロッパへ留学していることの意味が検討された。初等教育のみタイで行い、中等以後はイギリスで勉強し、高等教育についてはイギリス以外にロシア、ドイツなどの欧米諸国の高等教育機関へ進学するというパターンである。19世紀後半のタイでは欧米への留学者数は決して大きくはなく、そうした中での息子全員の留学というのはきわめて注目に値する。この狙いは帰国後欧米留学者という箔に見合った官職に就任させることにあったものと想像される。妻子に関するラーマ5世のこうした行動はいずれも、モンクット・ファミリーへの権力集中を意図したものであったのではないか。その結果、モンクット王家の家産制国家 (rat ratchasombat) が完成されたのではないか。

これに対して、高齢で即位したラーマ4世が子作りに精を出したのは、腹違いの兄ラーマ3

チャクリー王家家系略図



世のファミリーに対抗して、自らのファミリーから王位継承者を出そうとしたためではないか、との指摘が行われた。また、ラーマ4世が「王家」という「出自」を強調していたことも指摘された。ラーマ5世の近親結婚については、王権の拡散を防ぐために親族内部で通婚するというインドの考え方 (sukumarachat) の影響があったのではないかと意見も出された。他方、息子を皆ヨーロッパに留学させたことについては、留学によって王族と庶民の違いを際立たせるためではないか、あるいは西洋志向のラーマ4世の影響ではないかなどといった指摘がなされた。また、留学先としてはイギリスなどの身分意識の強い国が選ばれていたことへの注意も喚起された。

次に、スワンナー女史の発表は、ラーマ5世が1903年から1904年にかけてヨーロッパに行幸した直後に出版した旅行記『故郷を遠く離れて Klai Baan』の記載内容を分析したものである。女史はラーマ5世がヨーロッパをどう眺めていたのかを統治、社会、技術の3点に絞って分析した。まず統治については、社会主義者は「金持ちを羨む貧乏人」であり、「労働者を騙している」連中であるとして、強い嫌悪感を表明している。各国の統治体制については、スイスの共和制を評価しつつも、イギリスがもっとも安定しており、賢明にして最善のものであると評価している。次に社会については、イタリアは低俗な人間ばかりで、良人 (phu di, 財産、

能力、教養、知識などを備え、支配にも参画する人々)が存在しない。これに対してスイス人は賢く礼儀作法が優れていると高く評価する。他方、国王の身分については、ラーマ5世自身は訪問先において国王としてもてなされることを強く願っており、国王にふさわしい敬意を払われることを希望していた。ヨーロッパ諸国の国王との関係については、一国の王同士として対等であることを強調し、同時にヨーロッパの国王は貧しく購買力が小さいとも述べている。最後に技術については、電気、道路、肥料、化学物質、ダムなどに強い関心を寄せている。また、外国からの投資は資本家ばかりではなく、国家にとって有益であると評価している。

これに対して、ラーマ5世が殊更にヨーロッパ諸国の国王と対等であると強調したり、行く先々の国々で国民から暖かく敬意をもって歓迎されたと繰り返したりするのは、劣等感の裏返しではないかとの指摘が行われた。また、ヨーロッパにおいていろんな風物に触れながらも、それをタイに持ち帰って使うかどうかは別問題であり、1860年代から一貫して外国に模範を求める姿勢が乏しかったとの指摘が行われた。それに関連して、例えば日本の福沢諭吉のようなタイプの人間がいなかったことが議論された。また、ラーマ5世にあっては、支配階級としての良人と、臣民としての庶民しかなく、国民が不在であったこと、さらにヨーロッパ各国の歴史的な背景についての知識が欠落しているため何を見ても直感的な批評しかできなかったとの指摘も行われた。

連続登板でしんがりを務めたアッタチャックは「ランナータイとチャクリー改革」というタイトルで、チェンマイを中心とする北部地方の視点から改革を分析した。まず改革前のランナー社会の様子が説明された。チェンマイ国王は経済基盤を市場と調(suai, 税として納付される物品)におき、交易路上に都市と市場を建設した。その背景には商品の自給ができず、ビルマ、雲南、アユッタヤーなどから商人が入っていたという事情がある。国王は経済力を求めて、市場を作って商人の流入を促した。当時のランナー地域の庶民(プライ)は、プライ・カー・プラーヤ(phrai kha phraya、支配階層のために商売を担当する、数は非常に少ない)、プライ・ムアン(phrai muang、国主の私民。専門的な技能を備えた職人であり、市場向けの商品生産も担当した)、プライ・スワイ(庶民の大半を占めており、調を納付する義務を負う)の三つの範疇からなっていた。国王は交易路と市場を支配し、マーンラーイ法により所有権や商売の権利を保護して、経済活動が活発になるよう配慮していた。そこへ、19世紀になるとイギリスがビルマに進出し、さらにランナー地域へもチーク材を求めて入ってくる。その影響はあまり大きくはなく、調と市場の拡大をもたらした。他方バンコクのチャクリー王朝は「国内植民地主義」あるいは「 шам 帝国主義」としてランナーへ触手を伸ばしてきた。

チェンマイの国王はイギリスかバンコクかの選択を迫られると、より大きな経済的利益を提供する後者を選んだ。その結果、バンコクによって人頭税、関所通行税、各種生産物への課税などが行われるようになって、商売は窒息していった。さらに、明確な国境線が引かれ、関税が課されるようになって、貿易も窒息していった。ラーナーの支配階層は経済的な生き残りのために土地開発に活路を求めようになり、職人であったプライ・ムアンは姿を消し、プライ・スワイは農民、とりわけ1921年にバンコクからの鉄道がラムパーンまでのびてくると稲作農民へと変化していった。つまり、ラーナーはチャクリー改革によって伝統社会が崩壊し、政治的のみならず、経済的社会的にも大きく変化していったというわけである。

これに対しては、ラーナーを取り巻く交易ルートを中心として活発な議論が行われた。ここでは、ラーナーの経済基盤はバンコクの権力浸透を待つまでもなく、ビルマやインドシナが植民地化されて、それぞれの地に商品の積み出し港が確立された段階で交易路の結節点としての重要性を失っており、すでに弱体化を運命づけられていたのではないかとの質問が出された。

4. 研究の成果とフロンティア

平成5年度には、個別研究に加えて、このように主としてタイ人研究者を発表者に招いて濃密な議論を重ねることにより、チャクリー改革についての理解が深まってきた。従来の一般的な理解では、タイのチャクリー改革は、日本の明治維新と同様に、西洋列強による植民地化の脅威に直面した非西洋国家が、独立を維持するために近代化を行ったものであるとされてきた。しかし、今年度の研究から、そうした通説の妥当性が疑わしくなってきた。

つまり、改革の動機は西洋を模範とした近代化による植民地化の回避ではなく、むしろそうした脅威を忘却したかのような王権の強化にあったということである。王権の強化が重視されたのは、ラーマ4世の権力が弱体であったという事実起因しており、しかもラーマ4世が強固な王権こそ本来のあるべき姿と考えたことにある。この願望は息子ラーマ5世によって実現される。この王権の強化は決して西洋の脅威に対応するための手段ではなく、強化それ自体が目的となっていた。西洋文明の影響が皆無であったわけではないものの、それはあくまでも王権強化のための手段として用いられたにすぎず、西洋文明の摂取により西洋文明に対抗するという方向には向いていなかったのである。

5. 今後の課題

個別研究の面では、今後は王権強化がどのような過程をへて完成され、またそこには外文明としての西洋文明がどのような影響を与えていたのかが検討されることになる。今年度の研究では西洋の脅威が改革に与えた影響は乏しいとの結論が出てきたものの、国王の対外観あるいは国王が西洋の脅威をどう捉えていたのかについてはさらに実証的な研究を進める必要がある。

また、今年度の研究は政治史に偏っており、経済や社会への視点が不足しているので、そうした面へも目を向けて行かなければならない。とりわけ、1855年のパウリング条約以後の輸出経済のめざましい成長と、チャクリー改革との関係が考察されなければならないであろう。この点については、タイ経済の研究者をメンバーに加えて、研究を進めて行きたい。

今後の研究会では研究組織メンバーによる発表が増えるのは当然である。引き続きタイ人研究者も招いて話をしてもらおう予定である。さらに、タイと日本以外のアジア諸国（たとえば韓国・朝鮮）の近代国家成立過程の研究者を招いて、比較の視点から、研究を深めて行きたい。

6. 研究業績（平成5年度発表分）

研究組織のメンバーはいずれもタイ研究者ではあるが、チャクリー改革そのものを専門に研究してきたものはいない。このためチャクリー改革を正面から扱った業績は今年度はまだ出すことができなかった。しかし、チャクリー改革はタイ近代の始まりであり、その意味で現代タイ研究はいずれもチャクリー改革と何らかの関連性を備えている。今年度のそうした研究成果には以下のものがある。

玉田芳史

「固くて柔らかな支配」矢野暢編『講座現代の地域研究第3巻 地域研究のフロンティア』弘文堂, pp. 247-268, 1993.

赤木 攻

「1940年代：“東南アジア”誕生の兆し」『大阪外国語大学アジア学論叢』4：71-84, 1994.

村嶋英治

「タイ華僑の政治活動」原不二夫編『東南アジア華僑と中国』アジア経済研究所, pp. 264-364, 1993.

橋本 卓

「タイの地方行財政制度」地方自治協会『アジア諸国の地方制度（Ⅱ）』pp. 63-127, 1993.